様式第１号（第８条関係）

年　　月　　日

一時預かり保育事業利用申請書

河　南　町　長　　様

申請者　住　　所　河南町
氏　　名
電話番号

下記のとおり申請します。

フリガナ 児童氏名		性別	生　年　月　日	申請者との続柄
			年　　月　　日	
利用期間	年　　月　　日　　～　　年　　月　　日			
利用時間	午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分　　時間			
利用日数	日	利用曜日	月　火　水　木　金	
利 用 料	円	飲食物費		
種　　別	１．非定型的保育　　２．緊急保育　　３．ホッと保育			

申請理由	

生活保護の状況	適用なし・適用あり（　　年　　月　　日より保護開始）

世帯の状況　（申請児童を除く、同居の家族全員）

氏　　名	性別	生 年 月 日	備　　考

保育期間中の連絡先：

申請児童についての健康・ことば等心配なこと。

☐　使用料を決定するため、町民税課税台帳を町長が閲覧することに同意します。

様式第２号（第９条第１項関係）

一時預かり保育事業利用承認書

年　　月　　日

様

河　南　町　長

一時預かり保育事業の利用について、下記のとおり承認します。

<table>
<tr><td rowspan="2">フリガナ
児童氏名</td><td></td><td>性別</td><td>生　年　月　日</td><td>申請者との続柄</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>利用期間</td><td colspan="4">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>利用時間</td><td colspan="4">午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分　　時間</td></tr>
<tr><td>利用日数</td><td>日</td><td>利用曜日</td><td colspan="2">月　火　水　木　金</td></tr>
<tr><td>利 用 料</td><td>円</td><td>飲食物費</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>種　　別</td><td colspan="4">１．非定型的保育　　２．緊急保育　　３．ホッと保育</td></tr>
</table>

様式第３号（第９条第１項関係）

一時預かり保育事業利用却下通知書

年　　月　　日

様

河　南　町　長

一時預かり保育事業の利用申請を下記のとおり却下しましたので通知します。

記

児　童　の　氏　名	生　年　月　日
	年　　月　　日生

利用申請期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
利用申請時間	午前・午後　　時　　分　～　午前・午後　　時　　分
利用申請種別	１．非定型的保育　　２．緊急　　３．ホッと保育
却　下　理　由	
備　　考	

この処分（決定）に不服のあるときは、この処分（決定）のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、河南町長に対して異議申立てすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から６か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に河南町を被告として、提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

様式第５号（第１２条関係）

一時預かり保育事業利用取消・停止通知書

年　　月　　日

様

河　南　町　長

一時預かり保育事業の利用を下記のとおり取消・停止しましたので通知します。

記

児　童　の　氏　名	生　年　月　日
	年　　月　　日生

施　　設　　名	
取消・停止年月日	年　　月　　日
取消・停止理由	
備　　考	

この処分（決定）に不服のあるときは、この処分（決定）のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、河南町長に対して異議申立てすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から６か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に河南町を被告として、提起しなければなりません。（なお、処分の通知を受けた日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から６か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。